

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和3年度第2回みよし市地域包括支援センター運営協議会		
開催日時	※書面開催 審議の日程 令和4年2月8日(火)から令和4年2月18日(金)まで		
開催場所	—		
出席者	(委員) 宮本会長、成瀬副会長、宇田委員、加藤委員、石川委員、増岡委員、新谷委員、長谷川委員、鈴木(淳)委員、中村委員、三浦委員、長沼委員、夏目委員、萩原委員 (事務局) —		
次回開催予定日	未定		
問合せ先	長寿介護課 担当者名 杉浦、橋本 電話番号0561-32-8009 ファックス番号0561-34-3388 <a href="mailto:choju@city.aichi-miyoshi.lg.jp">choju@city.aichi-miyoshi.lg.jp</a>		
下欄に掲載するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">議事録全文</span></li> <li>・ 議事録要約</li> </ul>	要約した理由	
審議経過	別紙のとおり		

**令和3年度第2回  
みよし市地域包括支援センター運営協議会 会議録**

日 時	※書面開催 審議の日程 令和4年2月8日（火）から令和4年2月18日（金）まで
場 所	—
次 第	1 協議事項 (1) 新規指定居宅介護支援事業所の選定について 2 報告事項 (1) 令和4年度地域包括支援センター運営方針について (2) 地域包括支援センター事業評価について

**協議事項(1) 新規指定居宅介護支援事業所の選定について**

全ての委員から、書面により「承認する」との回答があったことから、新規指定居宅介護支援事業所3か所の選定について、承認されました。

◆いただいた御意見、御質問等

宮本委員

**1意見** 居宅介護支援事業を市内のいくつかの事業所に、分散的あるいは民間の事業所に一任する形になっている。避けたかったのは、「既存の市内資源を体系に使ったり、支援対象の多様性に柔軟に対応したりする体制づくりも大切だ」という市行政の懐深さをも示しておくことも重要ではなかったか。在宅であれ施設であれ利用者の不満を蓄積させてしまうリスクを回避すべきと考えよう。ケアプラン作りは原則個人でも対応可能なのだから、専門家に相談、応援体制を万全なものにして、利用者の権利擁護の課題に敏感であってよい。あまりにも簡単に委託事業所が決まった感触が残る。対市民では選定理由を丁寧に説明できるようにしてください。

**1回答** 要支援の認定者のケアプランは、地域包括支援センターが作成します。しかし、利用者側が、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに担当してもらいたいと希望された場合は、その居宅介護支援事業所が「指定居宅介護支援事業所」として、市の地域包括支援センター運営協議会で承認されていれば、希望どおり居宅介護支援事業所のケアマネジャーが要支援の方を担当できます。あらかじめ、市内と、みよし市近隣の居宅介護支援事業所を「指定居宅介護支援事業所」として承認しておくことで、利用者側の便宜を図ることができます。

新谷委員

**1意見** 3事業所の基本情報の提供をお願いします。又、みよし市の要支援認定を受けた高齢者のケアプラン作成の現状や3事業所を承認することでの改善予測などの情報を希望します。今回の説明では、判断はつきかねますが、課の提案なので承認します。

**1回答** (1) 清水会ケアプランニングセンター豊明は、「豊明老人保健施設」内にあります。ケアマネジャー4名です。(2) 居宅介護支援事業所えんじゅは、サービス付き高齢者向け住宅「アンジェスみよし」内にあります。ケアマネジャーは2名です。施設外の対象者についても積極的に担当していく姿勢です。(3) ケアプランセンターえんがわは、「デイサロンえんがわ」内に

あります。ケアマネジャーは1名です。

令和3年度1月実績で、要支援認定者と総合事業対象者を居宅介護支援事業所に委託している割合は、きたよし包括で15%、なかよし包括で1.9%、みなよし包括で11%でした。委託先が増えたといつて、むやみに要支援の認定者を居宅介護事業所に委託していくことはありませんが、要介護1と要支援2の間で状態が揺れている認定者を委託しやすくなるのがメリットになりますし、認定者にとつてもケアマネジャーが頻繁に変わるというデメリットを減少することができます。

#### 鈴木委員

1意見 市内の事業所が増えることは喜ばしい。

#### 中村委員

1意見 3つの居宅介護支援事業所とも地域性を鑑み問題ないと思われまますので承認します。

### 報告事項(1) 令和4年度地域包括支援センター運営方針について

#### ◆いただいた御意見、御質問等

#### 宮本委員

1意見 「運営方針」の全国版に右へ倣え、という号令のようなものを感じる。それが悪いという意味ではないが、「みよし市」の課題を前面に出しながら、市民の理解を経て「三層」にわたるコーディネーターの役割分担・連携についての合意形成がカギを握る。要支援。要介護2までの介護保険適用枠の撤廃が危惧されているが、その受け皿として「生活支援サービス」と町内会・老人会を含めたボランティア依存が許される事態が現実化するだろう。コーディネーターが鬼子扱いされるようになり、「保険料あって介護サービスなし」といった批判が再度浮上するだろう。その意味でも、各層のコーディネーター、事業所を一元化ないしは公的にまとめる市行政の責任や基本的な指導要領などをわかりやすく説明する用意をしておいたほうがよい。

1回答 高齢社会になることよつて浮き彫りになる、高齢者の困りごと、不足する支援やサービスに対応するため、市行政、社会福祉協議会及び地域包括支援センターが中心となつて、地域資源の把握、ボランティアなどの担い手の発掘・養成及び地域住民同士の自発的な支え合い活動を推し進めていきたいと思ひます。

#### 新谷委員

1意見 3ページ(5)地域との連携について、連携を図る相手として、地域住民・地域で活動する市民グループの記述も必要だと考えます。

1回答 ご指摘の通り、地域住民及び地域で活動する市民グループの方々との連携も重要と思ひますので、追加いたします。

長谷川委員

**1意見** 7ページ(3) 豊田加茂医師会との連携「…医療関係者との合同研修会に積極的に参加し、顔の見える関係づくりに努めます」とされていますが、合同研修会参加のほかにも連携を促進する機会はないでしょうか。

**1回答** 今年度、在宅医療介護連携推進事業の取組みで、入退院の窓口となる担当者(MSW等)との意見交換の場を設定し、豊田厚生病院と地域包括支援センターのオンライン交流会を開催しました。そこでは、両者が質問を出し合い、入退院時の連携がスムーズに出来るよう話し合いが行われました。また、クリニックや調剤薬局に地域包括支援センターの役割を知ってもらうために、地域包括支援センターの職員が現場を訪問して啓発活動を行っています。このような機会を通じて、医療現場と介護現場の顔が見える関係づくりに努めていきます。

増岡委員

**1意見** 運営方針(案)の内容ではないのですが、おかよし地域包括支援センターの開設状況が見えてきません。この資料に「いつ頃？」のメモ記載でもあればと思いました。

**1回答** おかよし地域包括支援センターは、令和4年4月1日から始まります。委託事業者は、社会福祉法人昭徳会です。スタッフは4名で経験のある看護師2名、社会福祉士2名が配属されます。おかよし地域包括支援センターの担当区域は行政区でいうと、黒笹、三好丘、三好丘旭、三好丘あおばです。4月から数か月をかけてきたよし地域包括支援センターからの引き継ぎを行う予定です。

中村委員

**1意見** センターの職員は、不特定多数の高齢者等と接する機会が多いため、市独自の制度として、定期的なPCR検査や抗原検査の実施を望みます。検討をお願いします。

**1回答** 必要性に充分鑑み、検討していきます。

三浦委員

**1意見** 別表2の職員体制で第2層生活支援コーディネーターの配置基準でB.C.Dだと1名の必要数の確保ができるのか。

**1回答** 確保できると考えます。

## 報告事項(2) 地域包括支援センター事業評価について

### ◆いただいた御意見、御質問等

宮本委員

**1意見** 具体的に先行メニュー・業績をチェックする様式抜きにして事業評価はできない。提示された評価の仕方はモデルがあつてのものだから、plan-do-seeを繰り返しながらも、またその際、評価項目の“選択と集中”は避けて通れないのでは。今回もし第1回目のp-d-sサイクルを実施するとしたら、どの項目を対象に行うか、示してほしい。

**1回答** この評価指標は、評価項目を絞り込むことはせず全部を評価するものです。地域包括支援センターが年度当初に策定する事業計画の中で、各地域包括支援センターが重点項目を選択するかたちになります。

石川委員

**2意見** 3ページ、9について。留意点に主催者、研修内容、時間数は問わないと記されていますが、何が必要なのか等を考えて研修内容は決められるべきではないでしょうか。問わないという表現ですと、内容に関係なく開催すればいいのかと誤解されそうに思います。

**2回答** 研修については、前年度に市が研修内容を決定しています。決定に際しては地域包括支援センター職員の希望をくみ取り、何が必要であるかを検討したうえで決定しています。留意点に主催者、研修内容、時間数は問わないと記されていますが、制約をつけるよりは、ある程度市に裁量を持たせてくれているのだと思います。

長谷川委員

**3意見** 地域包括支援センターの事業評価について、全国統一の「実施できている」、「実施できなかった」という指標で評価することは理解しました。実施できていない場合に、実施できるように改善することは重要ですが、これに加え、実施した成果（アウトカム）の評価はどのように行われるのでしょうか。

**3回答** 地域包括支援センターは年度当初に、事業計画を策定します。前年度にできていないことを改善するような目標をたてて計画します。その計画に対して、実施した成果の評価は地域包括支援センターが行います。